

# 新潟大学工学部同窓会（悠久会）東海支部会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

当支部は悠久会東海支部と称する。

### 第2条 事務局の設置

事務局は愛知・岐阜・三重の三県内で支部長が管理できる所に設置する

### 第3条 目的

当支部は新潟大学工学部同窓会会則第3条ならびに第4条の趣旨に従い次の事項を達成することを目的とする。

1. 東海3県内の会員相互の親睦向上を図る
2. 本部及び各地支部と緊密な連絡を保ち、率先して悠久会の発展に寄与する

## 第2章 会員

### 第4条 会員

当支部の会員は悠久会特別会員及び正会員であって東海3県内に居住または勤務する者とする。但し、勤務の都合で東海3県外に居住している者、県外に勤務・居住しているが分会に所属する者、及び、在職時に東海支部に所属し退職後に他支部へ移動した者は、本人の希望により会員として認められる。又、会員の当支部と他支部との重複所属については特に制限しない。

## 第3章 役員

### 第5条 支部役員

当支部運営のために以下の役員を設ける。尚、役員の実任は附則で定める。

支部長… 1名（幹事会で推薦され、総会において選任される。）

理事… 3名（3代前までの支部長経験者）

会計… 1名（支部長が指名する）

分会長… 若干名（4名以上の会員を有する企業グループの代表者で支部長が認めた者）

顧問… 若干名（支部長、会計、分会長の経験者）

相談役… 若干名（必要に応じて支部長が任命する）

### 第6条 任期

支部長の任期は2年、理事の任期は2年×3期とする。但し、再任を妨げることはない。

又、他の役員については任期を定めない。

ここで言う任期とは事業年度のことである。

### 第7条 欠員

任期中に支部長、理事及び分会長に欠員が生じたときは以下の通りとする

支部長… 役員との互選により選任し、次期の総会で承認を得る。但しこの場合の任期は前任者の残存任期とする。

理事… 支部長経験者より支部長が指名する。但しこの場合の任期は前任者の残存任期と

する。

分会長・・・分会企業の申請に基づき支部長が任命する。

#### 第8条 本部役員

当支部における悠久会本部の役員は以下のものとする。

悠久会理事・・・支部長及び理事が就任する

### 第4章 会議体

#### 第9条 定期総会

支部長は支部会員・本部役員の見解を得て、毎年一回定期総会を開催する。総会では前年度の事業状況および収支決算を報告する。更に必要な場合は総会の権限に関する提案を行い議決を得る。又、新入会員の紹介など可能な限り会員の変動について報告する。

尚、会員相互の親睦を深める為、総会開催に合わせて見学会・懇親会などを開催することが望ましい。但し、これに要する経費は原則として参加者の負担とする。

#### 第10条 総会の権限

総会の権限は次の通りとし、総会出席会員の過半数の賛意で決する。尚、賛否同数の場合は支部長が決する。

- 1) 支部長を選出すること
- 2) 支部の分割、合併または解散の議決
- 3) 支部規則の制定・変更・廃止
- 4) その他重要事項の議決

#### 第11条 幹事会

支部長は毎年二回以上支部役員を招集し幹事会を開催する。幹事会では定期総会への提案事項ならびに支部運営の方針などを審議する。幹事会の議決は出席者の過半数の賛意で決する。

#### 第12条 その他の会議体

支部長は全国総会の準備など、通常とは異なる行事の準備のため、必要に応じて委員会などの会議体を設置することが出来る。これの構成メンバーは支部長が任命する。

### 第5章 会計

#### 第13条 経費

支部の経費は会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

#### 第14条 会費

支部の通常会費は年額二千円とする。但し必要に応じ臨時会費を徴収することができる。但し、徴収に当たっては幹事会の議決を得ること。

尚、会費を納めなくても会員資格を喪失することはない。

#### 第15条 決算

会計は年度ごとの支部の収支を決算報告にまとめ総会で報告する。但し、幹事会・その他の会議体の収支はその限りではない。

## 第6章 年度

### 第16条 事業年度

当支部の事業年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第17条 会計年度

当支部の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第7章 備考

### 第18条 備考

当会則は2002年10月18日より効力をもつ。